

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年6月28日

担当
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 神子沢 啓司
主任監察監督官 木村 恭巳
電話 03(3512)1612

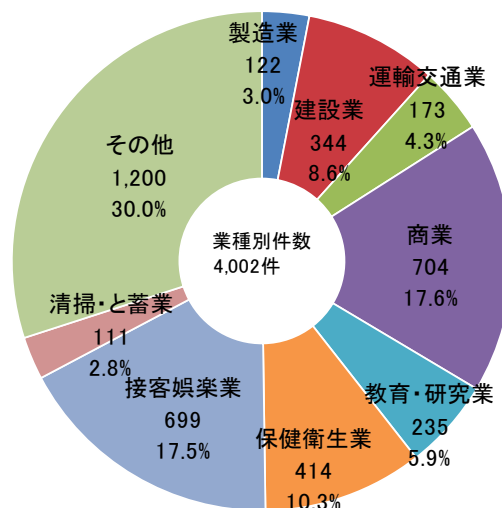
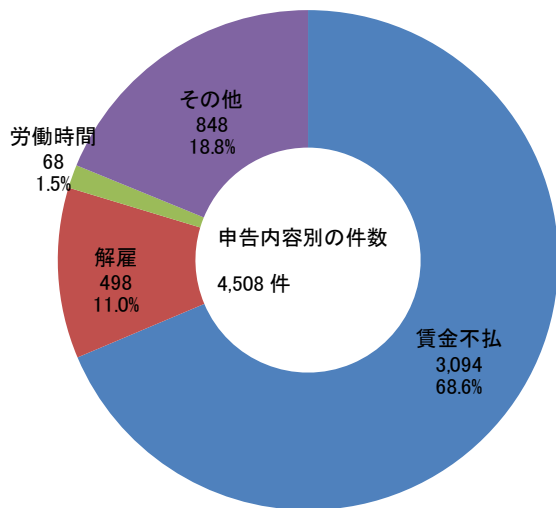
東京都内の労働基準監督署における令和5年の申告事案の概要

東京労働局（局長 美濃 芳郎）では、管下18労働基準監督署（支署）における令和5年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

【申告事案の概要のポイント】

- 1 申告受理件数： **4,002件**（前年比825件増）
令和4年に引き続き、2年連続で増加した。
- 2 申告内容（申告内容別の件数：4,508件）
賃金不払及び解雇の申告件数が増加した。
 - (1) 賃金不払： **3,094件**（前年比671件増）
 - (2) 解雇： **498件**（前年比114件増）
 - (3) 労働時間： **68件**（前年比2件増）

3 申告内容別・業種別の内訳



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

申告とは、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者の置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数

申告受理件数は4,002件で、前年と比べ825件（26.0%）増加しました。

(1) 推移

直近10年間における申告受理件数の推移を見ると、令和2年までは、長期的に緩やかな減少傾向を示していましたが、令和3年に大きく減少しました。

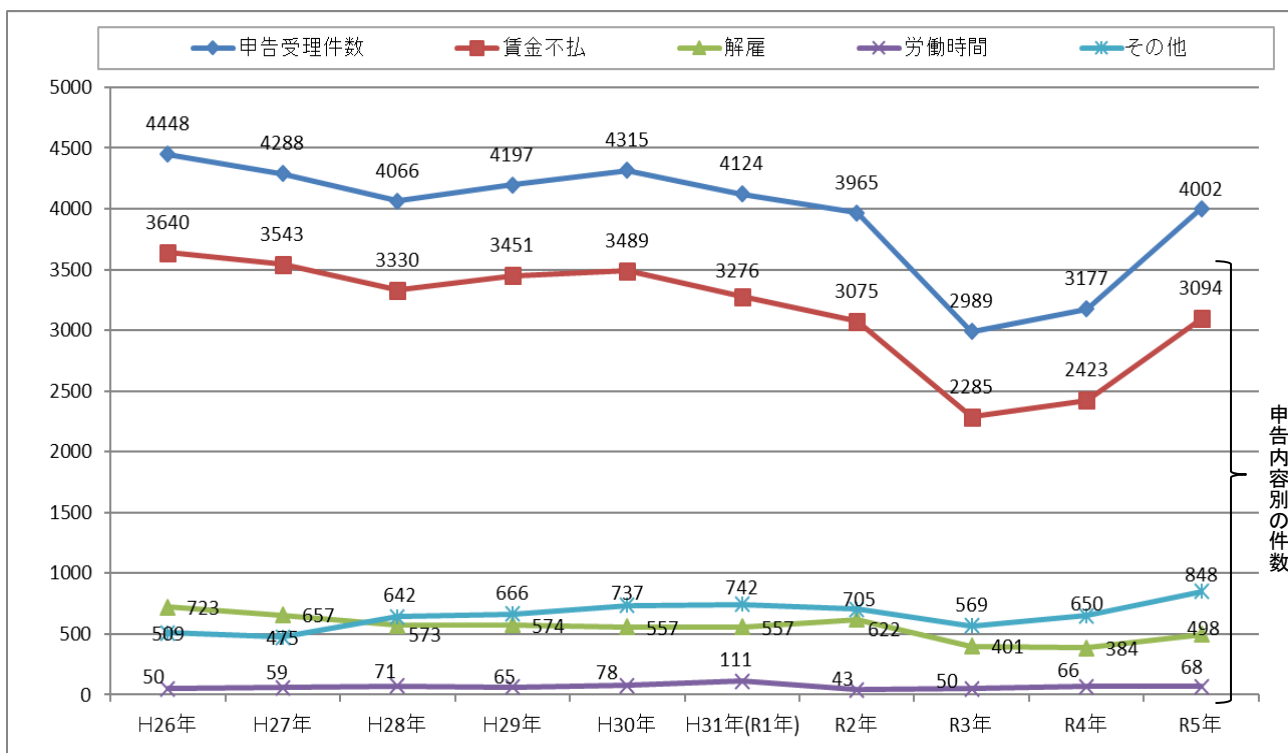
その後、令和4年と令和5年は増加に転じました。

(2) 申告の内容

申告受理件数を内容別にみると、賃金不払が3,094件（前年比27.7%増）で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業（18.6%）、商業（17.3%）、保健衛生業（10.0%）の順となっています。

次いで多いのは、解雇が498件（前年比29.7%増）となっており、その業種別の内訳は、商業（23.1%）、接客娯楽業（20.5%）、保健衛生業（8.0%）の順となっています。

表1 直近10年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、商業が704件（全体の17.6%）と最も多く、次いで接客娯楽業が699件（全体の17.5%）、保健衛生業が414件（全体の10.3%）の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、商業で138件（24.4%）、接客娯楽業で108件（18.3%）増加するなど、全ての業種で増加しました。

表2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年	R5年
製造業	195	167	129	150	151	142	95	95	93	122
建設業	411	428	367	405	331	329	234	293	282	344
運輸交通業	183	162	175	167	192	181	167	131	129	173
商業	933	944	837	910	908	766	639	525	566	704
教育・研究業	159	153	156	191	208	211	199	168	155	235
保健衛生業	299	301	311	363	313	400	453	332	330	414
接客娯楽業	844	814	779	765	787	689	899	474	591	699
清掃・と蓄業	140	146	144	116	118	103	128	88	79	111
その他	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952	1,200
合計	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177	4,002

表3 業種別内訳の推移

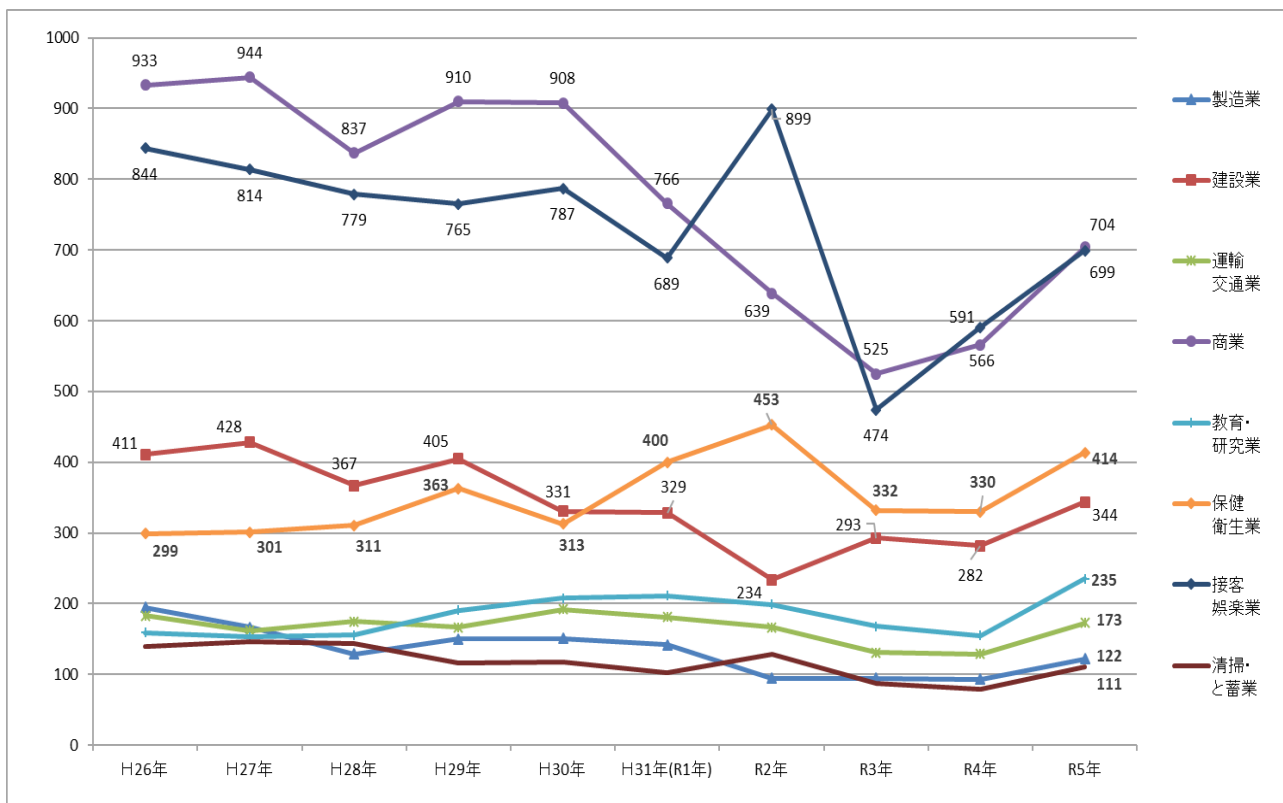


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
定期賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、15分未満の労働時間を切り捨てて賃金が計算されていたという申告を受け、調査したところ、事実であることが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(商業)
割増賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、割増賃金の支給額が法定を下回っているという申告を受け、調査したところ、深夜労働に対する割増賃金は支給されていたが、時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかった事実が判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(接客娯楽業)
解雇	<ul style="list-style-type: none"> ● 解雇された労働者から、30日に満たない予告日数で解雇されたにもかかわらず、30日に満たない予告日数分の平均賃金が解雇予告手当として支払われなかったという申告を受け、調査したところ、事実であることが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(保健衛生業)
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 在職中の労働者から、36協定で締結した範囲を超えて時間外労働を行わせているという申告を受け、調査したところ、実際に協定時間を超える時間外労働が認められたため、是正勧告を行い、36協定の範囲内に収まるまで時間外労働が削減された。(警備業)